別表第二（第四十条、第九十八条、第百五十四条関係）

4　附帯設備 (1)　騒音防止設備 (2)　振動防止設備 (3)・(4)　［略］ 六・七　［略］ 八　昇圧供給装置（振動発生施設に該当するものに限る。）の工事	5　ばい煙発生施設に該当するボイラー若しくはガス加温装置又は水銀排出施設に該当するボイラーの廃止	二（二）5(13)の中欄に準ずるもの 二（二）5(14)の中欄に準ずるもの ［略］ 二（二）5(10)の中欄に準ずるもの	［略］

ガス工作物の種類	記載すべき事項	一般記載事項	［略］
	設備別記載事項（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）	［略］	［略］
	添付書類（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）	［略］	［略］
製造所（電気事業法が適用されるガス工作物に係るものを除く。以下この表において同じ。） 一～四　［略］ 五　附帯設備 （一）・（二） ［略］ （三）　ボイラー			

ガス工作物の種類	記載すべき事項	一般記載事項	［略］
	設備別記載事項（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）	［略］	［略］
	添付書類（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）	［略］	［略］
製造所（電気事業法が適用されるガス工作物に係るものを除く。以下この表において同じ。） 一～四　［略］ 五　附帯設備 （一）・（二） ［略］ （三）　ボイラー			

1　ばい煙発生施設に該当するボイラーに係る次の事項 (1)～(4)　［略］ 2　水銀排出施設に該当するボイラーに係る次の事項 (1)　種類、蒸発量、主要寸法、蒸気温度及び蒸気圧力 (2)　伝熱面積並びに火格子面積又はバーナーの容量及び数	1　四の下欄1に準ずるもの 2　水銀排出施設に該当するボイラーに係る次の書類 (1)　構造図 (2)　水銀等に関する説明書

別表第二（第四十条、第九十八条、第百五十四条関係）

4　附帯設備 (1)　騒音防止設備 (2)　振動防止設備 (3)・(4)　［略］ 六・七　［略］ 八　昇圧供給装置（振動発生施設に該当するものに限る。）の工事	4　ばい煙発生施設に該当するボイラー又はガス加温装置の廃止	二（二）5(12)の中欄に準ずるもの 二（二）5(13)の中欄に準ずるもの ［略］ 二（二）5(9)の中欄に準ずるもの	［略］

ガス工作物の種類	記載すべき事項	一般記載事項	［略］
	設備別記載事項（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）	［略］	［略］
	添付書類（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）	［略］	［略］
製造所（電気事業法が適用されるガス工作物に係るものを除く。以下この表において同じ。） 一～四　［略］ 五　附帯設備 （一）・（二） ［略］ （三）　ボイラー			

ばい煙発生施設に該当するボイラーに係る次の事項 (1)～(4)　［略］ ［新設］	四の下欄1に準ずるもの ［新設］